# 報告 REPORT

## 令和６年度北海道医療・福祉関係職能団体等意見交換会

常任理事・医療関連事業部長　水谷（みずたに）　匡宏（まさひろ）

本意見交換会は、毎年、医療ならびに福祉関係に関わる職能団体の方々にそれぞれの立場から発言いただき、意見交換することを目的に開催している。

令和６年度は２回開催し、１回目は北海道精神保健福祉士協会、２回目は北海道歯科衛生士会から話題提供があった。出席団体は、１回目が33団体（会場：52名、Web：20名）、２回目が29団体（Web：60名）であった。

◇

**【第１回（令和６年９月４日・水）】**

**話題提供「近年の精神保健医療福祉の動向について」**

**～北海道精神保健福祉士協会の活動を交えて～**

**北海道精神保健福祉士協会　竹内　亮平　事務局長**

**〇精神保健福祉士および当会の概要について**

精神保健福祉士とは、1950年代より「精神科ソーシャルワーカー（PSW）」という名称で精神科医療機関を中心に医療チームの一員として導入され、1997年に誕生した精神保健福祉領域のソーシャルワーカーの国家資格である。精神障害者に対する社会復帰や社会参加支援の日本の取り組みは、先進諸国と比較すると著しく立ち遅れた状況が長年続いたが、近年になり関係法の成立などの基盤整備が図られることとなった。

北海道精神保健福祉士協会は、1981年に33名から発足し、2015年一般社団法人へと法人化して、2025年に法人化後設立10年目を迎える。また、北海道支部を付置し、会長・副会長をはじめ30名体制で組織運営を行っており、2024年８月時点の道内会員数は539名、全道８ブロックで職能団体として社会的要請に対応しながら各地での活動を継続している。

当会の目的は、精神保健福祉士の資質の向上を図るとともに、精神保健福祉士に関する普及啓発等の事業を行い、精神障害者の社会的復権と福祉のための専門的・社会的活動を進めることにより、国民の精神保健福祉の増進に寄与することとしている。

**〇近年の精神保健医療福祉の動向について**

近年の精神保健福祉の動向として、①障害者虐待や精神障害への差別・偏見等による様々な事案の発生、②精神科病院のあり方として病院の閉鎖性や長期入院による弊害（社会的入院や精神科特例の課題、病院内の虐待行為の多発）、③2024年４月精神保健福祉法の改正により、医療保護入院の期間の法定化と更新の手続き、医療機関における虐待防止の措置の義務化のほか９点が大きく変更となり、これまで通報義務対象から除外されていた虐待等に関する防止義務が病院長に課せられた。④メンタルヘルスの課題は、精神障害者のみならず自殺やひきこもり、発達障害、ヤングケアラー、セルフネグレクト、高齢者の孤立、認知症支援など、対象や課題が多様化・複雑化している。⑤課題解決のために精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの確立が挙げられている。⑥2018年４月に障害者雇用義務の対象に精神障害者が追加され雇用促進が進んでいる。

**〇近年の精神保健福祉士協会の取り組みについて**

当会の活動は、2024年４月に北海道児童青年精神保健学会、北海道臨床心理士会、北海道子どもの虐待防止協会と共に、カジノを含む統合型リゾート誘致への反対表明団体へ参加し、北海道知事へ４団体共同声明による要請書を提出した。災害対策に関して、2024年度は取組強化のため災害対策部を発足し、被災地支援を通して戸別訪問におけるアセスメント技術、避難所での認知症や精神障害者との対面における技術の発揮等を実感したため、今後は、北海道DWATへの参画等、本格的な災害対策支援を行っていく。

**〇精神保健福祉士の専門性について**

精神保健福祉士の専門性について、①生活支援に必要な制度横断的な知己の保有、②特性を踏まえたアセスメント力、③支援計画の策定・評価、④関係者との連携・調整、⑤形のないものを作る資源開発という強みがある。精神保健福祉士は、生活者の視点に重きを置き障害や病気がある人として見るのではなく、障害や病気がありながらもどのような暮らしや生活をしているのかに着目して活動する「当事者主体」を原則としている。

近年、精神保健福祉の分野は、精神障害のみならずメンタルヘルス領域にも広がり、従来より活動範囲が拡大している。2020年６月に日本精神保健福祉士協会が精神保健福祉士の英語表記を従来の「PSW（Psychiatric Social Worker）」から「MHSW（Mental Health Social Workers）」へと変更し、

今後ますます連携を図りながら活動を強化していきたい。

**【第２回（令和７年１月22日・水）】**

**話題提供「地域における歯科保健活動について」**

**北海道歯科衛生士会　会長　末永　智美**

**〇歯科衛生士について**

歯科衛生士とは、「お口の健康づくりと口腔ケアで笑顔のある健康な生活をサポート」する国家資格の専門職である。仕事の内容は、①歯科予防処置、②歯科診療補助、③歯科保健指導を行っている。様々な研究調査から口腔と全身の健康における因果関係が明らかとなり、歯科衛生士は「予防ができる医療職」であることを強みに、社会に果たす役割も大きくなっている。

令和４年調査における就業歯科衛生士数は、全国：145,183人、北海道：6,501人が在籍し、就業場所は９割が歯科診療所となっているが、近年は病院や介護保険施設等も増加している。養成校は、全国に177校あり４年制大学や短期大学も増加しており、北海道は３年制専門学校のみ11校あるが、必ずしも定員を満たしている訳ではない。一方、令和４年度の求人倍率は23.3倍と高く、恒常的な歯科衛生士不足が懸念されている。また、全国で有資格者は約30万人おり、未就業の「潜在歯科衛生士」の活用について課題があることから、当会では新人歯科衛生士離職防止のための新人サポートプロジェクト研修会の開催や、歯科医師会では未就業者向け復職支援のためのリカバリー研修会等を開催している。

**〇地域における歯科保健活動について**

歯科衛生士は母子歯科保健から要介護者歯科保健まで、ライフステージを通して「お口の健康づくり」のサポートに関与している。令和３年度都道府県別での12歳の永久歯の虫歯数は、１人当たり平均0.63本に対して北海道は平均１本（43/47位）と極めて虫歯が多い結果である。虫歯予防に有効性の高いフッ化物洗口は、札幌市を除く道内175市町村の小学校で実施していたが、令和４年６月に札幌市歯科口腔保健推進条例が制定されたことにより、札幌市でも導入が開始された。また、成人期へのアプローチとして、健診対象年齢が拡充されたことにより、健診機会が少なかった20～30代においても定期的な健診受診者の増加が期待できる。要介護者歯科保健に該当する85歳以上について、20本以上の歯が残っている割合は約４割で、必ずしも健康な状態を維持しているわけでは無く、口腔内の複雑化に伴って肺炎リスクも増加するため、衛生状態の改善や口腔機能の維持に力を入れていきたい。

**〇オーラルフレイルについて**

オーラルフレイルとは、口の機能が健康な状態と機能低下との間にある軽微な衰え状態をいい、健康と要介護の間を示す。また、社会とのつながりを失うことがフレイルの始まりであり、硬いものが噛みにくくなる、むせる、食べこぼす、口が渇く、ニオイが気になる、自分の歯が少ない、滑舌が悪いなどの積み重なりを放置することで、身体的フレイルやサルコペニア、要介護認定、総死亡リスクなどが２倍超になるといわれているが、予防アプローチによる早期発見・早期治療をすることで回復が可能となる。

**〇北海道歯科衛生士会の取り組みについて**

当会の活動は、歯科衛生士の資質の向上と倫理の高揚を図るとともに、道民の口腔衛生の向上に努め、道民の健康および福祉を増進することを目的に設立し、歯科衛生士向け研修会や、地域での歯科口腔保健の活動に寄与している。道内には９支部あり、会員577名、学生部会員278人、組織率8.9％と伸び悩みが課題であることから、様々なテーマの研修会の実施に加えて、令和６年度よりオンデマンドやハイブリッドで約１時間という短時間で「ちょこっと勉強会」開催を開始したところである。このほか、当会が携わっている活動として、地域での公衆衛生活動、離島歯科診療派遣、札幌市地域口腔機能向上専門職派遣事業である介護予防事業、小学生を対象とした歯科衛生士の職業体験、地域住民向けのポスター・リーフレットの作成、地域住民向けの啓発イベントの開催、各地での啓発活動、SNSでの情報発信等に力を入れている。

地域における歯科保健活動は、ライフステージを通してアプローチすると共に、歯科衛生士に求められる内容も多様化・高度化している。歯科衛生士は、新人の離職防止や復職支援など人材確保に課題はあるが、歯科保健活動について啓発することはもちろん、多職種活動においても、各職種から一言、本日のトピックスである“オーラルフレイル対策”について発信していただくことにより、大きな予防効果が期待できる。今後は、当会から多職種へのアプローチ、反対に多職種からのアプローチも貰いながら情報交換していくことが重要だと感じている。

◇

話題提供の後、各団体から様々な意見が出され活発な意見交換が行われた。また、第１回終了後は、立食懇親会を開催した。